

けいすい小規模多機能さとやま

重要事項説明書

1 運営法人

- (1) 法人名 医療法人社団 景翠会
(2) 法人所在地 神奈川県横浜市金沢区泥亀2丁目8番3号
(3) 電話番号 045-780-5210
(4) 代表者氏名 理事長 笠貫 宏

2 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定小規模多機能型居宅介護事業所
平成23年2月1日指定 横浜市 第1490800099号
- (2) 事業所の目的 住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従い利用者が自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 けいすい小規模多機能さとやま
- (4) 事業所の所在地 神奈川県横浜市金沢区釜利谷西3丁目35番19号
- (5) 電話番号 045-791-3811
- (6) 管理者（施設長） 氏名 吉田 広子
- (7) 当事業所の運営方針
当事業所において提供する小規模多機能型居宅介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省省令、告示の主旨及び内容に沿ったものであり、小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することが出来るよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援します。
- (8) 開設年月日 平成23年2月1日
- (9) 登録定員 29人
- (10) 居室等の概要 当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。宿泊サービスの際に利用される居室は個室です。

居室・設備の種類	室数及び箇所数	備 考
居 室	7 室	洋室7 AC・TV・ナースコール
居 間	1 ヶ所	1 階
食 堂	1 ヶ所	1 階

※下記は、厚生労働省が定める基準により、指定小規模多機能型居宅介護事業所に配置が義務付けられている施設・設備です。

台 所	1ヶ所	1階 I H調理器
浴 室	1ヶ所	1階 個浴 介助浴槽
消防設備		火災報知機 避難階段 スプリンクラー

3 事業実施地域及び営業時間

(1) 事業の実施地域 横浜市金沢区・磯子区一部

(2) 営業日及び営業時間

サービス種類	営業日	営業時間
通いサービス	年中無休	9時～16時（基本時間）
訪問サービス	年中無休	随時
宿泊サービス	年中無休	16時～9時
受付・相談	年中無休	8時30分～17時30分

4 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

従業員の職種	常勤	非常勤	職務の内要
1.管理者	1人	人	事業の管理調整
2.介護支援専門員	2人	人	サービスの調整・相談業務
3.介護職員	6人	9人	日常生活の介護、見守り等
4.看護職員	1人	人	健康管理等の業務

〈主な職種の勤務体制〉

従業員の職種	勤 務 体 制
1.管理者	勤務時間 8：30～17：30（勤務により変わります）
2.介護支援専門員	勤務時間 8：30～17：30（勤務により変わります）
3.介護職員	主な勤務時間 7：00～20：00（三交代制） 夜勤の勤務時間 17：30～翌9：30
4.看護職員	勤務時間 8：30～17：30（勤務により変わります）

※勤務時間は日中3交代制なので変わりますが、指定基準を満たす配置人員を確保しております。その他、利用者の状況に対応した勤務時間を設定します。

5 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについては、以下の2つの場合があります。

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(介護保険の給付対象となるサービス)

(2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合
(介護保険の給付対象とならないサービス)

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス (契約書第4条参照)

以下のサービスについては、利用料金の7割から9割が介護保険から給付され、ご利用者の自己負担は費用の1割から3割の金額となります。

下記のア～ウのサービスを具体的にそれぞれどのような頻度、内容で行うかについてはご利用者と協議の上、小規模多機能型居宅介護計画に定めます。 〈(5) 参照〉

ア 通いサービス

事業所において、食事や入浴、排泄等の日常生活上のお世話や機能訓練を提供します。

①食事

- ・食事の提供及び食事の介助をします。
- ・調理場でご利用者が職員と一緒に調理することもできます。
- ・食事サービスの利用は任意です。

②入浴

- ・入浴又は清拭を行ないます。
- ・衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。
- ・入浴サービスの利用は任意です。

③排泄

- ・利用者の状況に応じて適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。

④機能訓練

- ・利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。

⑤健康チェック

- ・血圧測定等ご利用者の全身状態の把握を行います。

⑥送迎サービス

- ・ご利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

イ 訪問サービス

ご利用者の自宅にお伺いし、日常生活上のお手伝いをいたします。訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。

①医療行為

②ご利用者もしくはそのご家族からの金銭または高価な物品の授受

③飲酒及び喫煙

④ご利用者もしくはそのご家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動

⑤その他利用者もしくはそのご家族等に対する迷惑行為

ウ 宿泊サービス

事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上のお世話をします。

〈サービス利用料金〉（契約書第5条参照）

ア 通い・訪問・宿泊（介護費用分）すべてを含んだ一月単位の包括費用の額

利用料金は1ヶ月ごとの包括費用（定額）です。

下記の料金表、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金のうち、介護保険負担割合証の割合に応じた金額（自己負担額）をお支払ください。
（サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。）

ご利用者の要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1割負担 自己負担額	11,379 円	16,723 円	24,327 円	26,849 円	29,604 円
2割負担 自己負担額	22,757 円	33,445 円	48,653 円	53,697 円	59,207 円
3割負担 自己負担額	34,135 円	50,168 円	72,980 円	80,546 円	88,810 円

＊月ごとの包括料金ですので、ご利用者の体調不良や状態の変化等により小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より利用が少なかった場合、また小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より多かった場合であっても、日割りでの割引又は増額はいたしません。

＊月途中から登録した場合又は月途中で登録を終了した場合には、登録した期日に応じて日割りの料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。

登録日：ご利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日

登録終了日：ご利用者と当事業所の利用契約を終了した日

＊ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

＊ご利用者に提供する食事及び宿泊に係る費用は別途いただきます。（下記（2）ア及びイ参照）

＊介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

イ 初期加算（1日につき）

小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として下記のとおり加算分の自己負担が必要となります。30日を超える入院をされた後に再び利用を開始した場合も同様です。

初期加算（30日まで）	1割負担：33 円 2割負担：66 円 3割負担：98 円
-------------	-------------------------------------

ウ 常勤の看護職員の配置に対する加算（1月につき）

看護職員配置加算（I）	1割負担：980 円 2割負担：1,959 円 3割負担：2,938 円
-------------	--

エ 介護従事者のキャリア配置に関する加算（１月につき）

（介護福祉士 70%以上もしくは勤続 10 年以上介護福祉士 25%以上配置）

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1 割負担：816 円	2 割負担：1,632 円	3 割負担：2,448 円
-----------------	-------------	---------------	---------------

オ 認知症高齢者等への対応の配置に対する加算（１月につき）

認知症状加算（Ⅲ）	1 割負担：827 円	2 割負担：1,654 円	3 割負担：2,481 円
認知症状加算（Ⅳ）	1 割負担：501 円	2 割負担：1,001 円	3 割負担：1,502 円

カ 地域や多職種との連携体制整備に対する加算（１月につき）

総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）	1 割負担：1,306 円	2 割負担：2,612 円	3 割負担：3,917 円
-------------------	---------------	---------------	---------------

キ 訪問体制強化に対する加算（１月につき）

訪問体制強化加算	1 割負担：1,088 円	2 割負担：2,176 円	3 割負担：3,264 円
----------	---------------	---------------	---------------

ク 若年性認知症利用者への対応の配置に対する加算（１月につき）

若年性認知症利用者受入加算	1 割負担：871 円	2 割負担：1,741 円	3 割負担：2,612 円
---------------	-------------	---------------	---------------

ケ 介護職員処遇改善加算

単位数の合計に別途 14.9%相当の介護職員処遇改善加算が加わります。

（２）介護保険の給付対象とはならないサービス（契約書第 5 条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

ア 食事に要する費用（食事代）

ご利用者に提供する食事に要する費用です。

料金：朝食【300 円】・昼食（おやつ代含む）【600 円】・夕食【600 円】

イ 宿泊に要する費用（宿泊代）

ご利用者に提供する宿泊サービスの宿泊に要する費用です。

料金：3,500 円

ウ おむつ代等（使用した場合のみ）

料金：リハビリパンツ・オムツ【70 円】・パット【30 円】

エ 教養娯楽費

料金：参加都度自費

オ その他、日常生活費用

日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、ご利用者が負担することが適当と認められる費用です。

料金：実費

*経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。

その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 ヶ月前までに説明します。

（３）利用料金のお支払い方法（契約書第 5 条参照）

前記（１）、（２）の料金、費用は、当月の合計額を事業所の指定する預金口座より翌月 27 日（土日・祝祭日の場合は翌営業日）に口座振替により支払うものとします。

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第6条参照）

- ＊小規模多機能型居宅介護サービスは、小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、ご利用者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービス、または宿泊サービスを組み合わせて介護を提供するものです。
- ＊利用予定日の前に、ご利用者の都合により、小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止または変更もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には原則としてサービスの実施日の前日までに事業所に申し出ください。
- ＊5・(1)の介護保険の対象となるサービスについては、利用料金は1ヶ月ごとの包括費用（定額）のため、サービス利用回数を変更された場合も1ヶ月の利用料は変更されません。
ただし、5・(2)の介護保険の対象外サービスについては、利用予定日の前日申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金（自己負担額）の 100%

- ＊サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご利用者の希望する日にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能日時をご利用者に提示して協議させていただきます。

(5) 小規模多機能型居宅介護計画について

小規模多機能型居宅介護サービスは、ご利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、ご利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。事業者は、ご利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、ご利用者と協議の上で小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は書面に記載してご利用者に説明の上交付します。

6 緊急時等における対応方法

- (1) 事業所の職員は、指定小規模多機能型居宅介護の提供中に、利用者の心身の状況に異常、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を構ずるとともに、管理者に報告します。
- (2) 主治医との連絡及び指示が得られなかった場合には、事業所が定めた協力医療機関へ連絡するとともに、受診等の適切な処置を講じます。

7 事故発生時の対応

- (1) 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 当事業所は、サービス提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。
- (3) 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入します。

8 秘密保持

事業所及び職員は業務上知りえた利用者またはその家族の秘密を保持するとともに、退職後においても、これらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とします。

9 苦情の受付について（契約書第18条参照）

（1）当事業所における苦情受付

当事業所における苦情や相談は以下の専用窓口で受付けます。

◎苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 管理者（施設長） 〔氏名〕 吉田 広子

◎受付時間 毎週月曜日～金曜日

8：30～17：30

（2）行政機関その他苦情受付機関

金沢区役所 福祉保健センター 高齢・障害支援課	所在地：横浜市泥亀 2-9-1 電話番号：045-788-7868・FAX：045-786-8872
神奈川県国民健康保険団体連合会 介護苦情相談課	所在地：横浜市西区楠木町 27-1 電話番号：045-329-3447
横浜市健康福祉局高齢健康福祉部 介護事業指導課	所在地：横浜市中区港町 1-1 電話番号：045-671-2356・FAX：045-550-3615

10 研修について

当事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備します。

- （1）採用時研修採用後1か月以内
- （2）継続研修 随時

11 衛生管理等

- （1）介護職員等の清潔の保持及び健康状態について、定期検診など必要な管理を行います。
- （2）事業所の設備及び備品等について衛生的管理に努めます。
- （3）事業所において感染症が発生、又は蔓延しないよう必要な措置を講じます。

12 虐待防止のための措置について

当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じます。

- （1）事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- （2）事業所における虐待の防止のための指針を整備します。
- （3）事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施します。
- （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。事業所は、利用者等の人権擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じます。

1 3 ハラスメントの防止・対応

- (1) 事業所は適切な介護サービスの提供を確保する観点から、各種ハラスメントを防止するため必要な体制の整備を行うとともに従業者に対し研修を実施する等の措置を講じます。
- (2) 職員が利用者、その家族等からハラスメントを受ける等適切な介護サービスを提供できないと認められる場合はサービスの提供を制限する場合があります。

1 4 業務継続計画の策定等

当事業所は、感染症や非常災害時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため非常時の体制で早期の業務再開を計るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

1 5 身体拘束

当事業所は、小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行いません。

- (1) 事業所は、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（以下「身体的拘束等の態様等」という。）を記録します。
- (2) 事業所は、身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明します。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りではありません。
- (3) 事業所は、前項ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明します。事業所は利用者に対する身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者の生命または身体を保護するため、緊急やむをえない場合はこの限りではありません。

1 6 運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

〈運営推進会議〉

構 成：ご利用者またはご利用者のご家族、地域住民の代表者、市職員または地域包括支援センター職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等

開 催：概ね2ヶ月に1回（隔月）

会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成し、保存します。

17 協力医療機関、バックアップ施設

当事業所では、ご利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

〈協力医療機関〉

金沢病院

所在地：横浜市金沢区泥亀2-8-3

電話：045-781-2611

〈協力歯科医療機関〉

五條歯科医院

所在地：横浜市金沢区釜利谷東6-21-1-101

電話：045-791-0118

〈災害時協力施設〉

介護老人保健施設 こもれば

所在地：横浜市金沢区釜利谷東5-1-30

電話：045-782-5611

18 非常火災時の対応

非常火災時には、別途定める消防計画に沿って対応を行います。また、避難訓練を年2回、ご利用者も参加して行います。

〈消防設備〉

- ・自動火災報知器
- ・非常通報装置
- ・非常用照明
- ・誘導灯
- ・消火器
- ・スプリンクラー

19 サービス利用にあたっての留意事項

- ◎サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示ください。
- ◎事業所内の設備や器具は、本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- ◎他のご利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- ◎貴重品のご持参はご遠慮ください。
- ◎事業所内での他のご利用者への執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

指定小規模多機能型居宅介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

(西暦) 年 月 日

事業所名：けいすい小規模多機能さとやま
住 所：横浜市金沢区釜利谷西 3－3 5－1 9
説明者：管理者（施設長） 吉田 広子 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に同意しました。

(西暦) 年 月 日

利用者 住所： _____

氏名： _____

立会人 住所： _____

氏名： _____

上記代理人 (代理人を選任した場合)

住所： _____

氏名： _____

(注)「立会人」欄には、本人とともに契約内容を確認し、緊急時などに利用者の立場に立って事業者との連絡調整等を行える方がいる場合に記載して下さい。なお、立会人は、契約上の法的な義務等を負うものではありません。